特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	重度心身障害者医療費助成に関する業務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
山鹿市は、重度心身障害者医療費助成に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
山鹿市長

公表日
令和5年11月30日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務
②事務の概要	山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づき、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。
③システムの名称	重度心身障害者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1. 受給者台帳情報ファイル　2. 所得情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という） ・第9条第2項 山鹿市個人番号の利用に関する条例（平成27年山鹿市条例第35号。以下「番号利用条例」という。） ・第3条第1項　別表第1の3の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 番号利用条例別表第2の16の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山鹿市役所　総務部　総務課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山鹿市役所　総務部　情報政策課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	Ⅱ-1対象人数	平成28年9月27日　時点	平成29年1月10日　時点	事後	
平成29年2月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成28年9月27日　時点	平成29年1月10日　時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ-5-①部署	福祉部　福祉課	福祉部　福祉援護課	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ-5-②所属長	福祉課長　江藤一洋	福祉援護課長　脇山義文	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	福祉援護課長　脇山義文	課長	事後	様式の改正に伴うもの
平成30年5月31日	Ⅱ-1対象人数	平成29年1月10日　時点	平成30年5月31日　時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	平成29年1月10日　時点	平成30年5月31日　時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-1対象人数	平成30年5月31日　時点	令和1年5月31日　時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	平成30年5月31日　時点	令和1年5月31日　時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-1対象人数	令和1年5月31日　時点	令和2年5月31日　時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	令和1年5月31日　時点	令和2年5月31日　時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ-1対象人数	令和2年5月31日　時点	令和3年6月30日　時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ-2取扱者数	令和2年5月31日　時点	令和3年6月30日　時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号利用条例別表第2の16の項	番号法第19条第9号 番号利用条例別表第2の16の項	事後	法改正に伴う修正
令和4年11月30日	Ⅱ-1対象人数	令和3年6月30日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ-2取扱者数	令和3年6月30日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅰ-5-①部署	福祉部　福祉援護課	福祉部　福祉課	事後	
令和5年11月30日	Ⅰ-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山鹿市役所　総務部　総務課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117	山鹿市役所　総務部　情報政策課 〒861-0592　熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-1対象人数	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-2取扱者数	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	